

議案第 19 号

大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について

大口町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行により障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の一部が改正されること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

大口町精神障害者医療費支給条例（平成１９年大口町条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第５条第４号中「に規定する未就学児並びに大口町障害者医療費支給条例」を「、大口町障害者医療費支給条例」に改める。

第６条第１項第２号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第１条第３号」を「第１条の２第３号」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

大口町精神障害者医療費支給条例一部改正新旧対照表

新	旧
(受給資格者) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）の規定による自立支援医療受給者証の交付を受けている者（前号に該当する者を除く。） (3) 略 (適用除外) 第5条 略 (1)～(3) 略 (4) 大口町子ども医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）、<u>大口町障害者医療費支給条例</u>（昭和48年大口町条例第21号）及び大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）により医療費の支給を受けることができる者 (5) 略 (支給の範囲) 第6条 略 (1) 略 (2) 第3条第2号に規定する者 通院医療のうち<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）<u>第1条の2第3号</u>に規定する精神通院医療 (3) 略 2 略	(受給資格者) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）の規定による自立支援医療受給者証の交付を受けている者（前号に該当する者を除く。） (3) 略 (適用除外) 第5条 略 (1)～(3) 略 (4) 大口町子ども医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）<u>に規定する未就学児並びに大口町障害者医療費支給条例</u>（昭和48年大口町条例第21号）及び大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）により医療費の支給を受けることができる者 (5) 略 (支給の範囲) 第6条 略 (1) 略 (2) 第3条第2号に規定する者 通院医療のうち<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）<u>第1条第3号</u>に規定する精神通院医療 (3) 略 2 略